

◎日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約

(略称) 中国との平和友好条約

昭和五十三年八月十二日 北京で署名
昭和五十三年十月十八日 国会承認
昭和五十三年十月二十日 批准の閣議決定
昭和五十三年十月二十三日 東京で批准書交換
昭和五十三年十月二十三日 公布及び告示
(条約第一九号及び
外務省告示第二九六六号)

昭和五十三年十月二十三日 効力発生

目 次

前 文

ページ

第一条 平和・友好関係の発展等	三三二五
第二条 翁權反対の表明	三三二六
第三条 経済・文化関係の発展と両国民の交流促進	三三二七
第四条 第三国との関係に関する各締約国の立場	三三二八

中国との平和友好条約

第五条 批准、効力発生、有効期間及び終了

三三一八

末文

三三一九

三三四

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約

日本国和中华人民共和国
和平友好条约

前

文

日本国及び中華人民共和国は、
一千九百七十二年九月二十九日北京で日本国政府及び中華人
民共和国政府が共同声明を発出して以来、両国政府及び両国民
の間の友好関係が新しく基礎の上に大きな発展を遂げてゐる
とを満足の意をもつて回顧し、
前記の共同声明が両国間の平和友好関係の基礎となるものや
あること及び前記の共同声明に示された諸原則が厳格に遵りや
れんことを確認し、
国際連合憲章の原則が十分に尊重されるべきことを確認し、
アジア及び世界の平和及び安定に寄与することを希望し、
両国間の平和友好関係を強固にして、発展せらるたる、
平和友好条約を締結することに決定し、このため、次のとおり
つとぞれ全権委員を任命した。

日本国和中华人民共和国满意地回顧了自一
九七二年九月二十九日日本国政府和中华人民
共和国政府在北京发表联合声明以来，两国政
府和两国人民之间的友好关系在新的基础上获
得很大的发展；确认上述联合声明是两国
间和平友好关系的基础，联合声明所表明的各
项原则应予严格遵守；确认联合国宪章的原
则应予充分尊重；希望对亚洲和世界的和平与
安定作出贡献；为了巩固和发展两国间的和平
友好关系；决定缔结和平友好条约，为此各自

委派全权代表如下：

日本国 外務大臣 國田 直

中華人民共和国 外交部長 黃 華

これらの全権委員は、互てにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

后，达成協議如下：

第一条

第一 条

平和・友好関係の発展等の

1 両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不干渉、内政に対する相互不干涉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展やせるものとする。

一、締約双方应在互相尊重主權和领土完整、互不侵犯、互不干涉内政、平等互利、和平共处各项原则的基础上，发展两国间持久的和平友好关系。

双方全权代表互相校閱全权证书，认为妥善
中华人國共和国委派外交部长黃華。

日本国委派外務大臣國田直；

2 両締約国は、前記の諸原則及び国際連合憲章の原則に基ひ
き、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により
解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えなことを確認す
る。

二、根据上述各项原则和联合国宪章的原则，
缔约双方确认，在相互关系中，用和平手段
解决一切争端，而不诉诸武力和武力威胁。

第二条

“
の表明
の反対
の表明”

両締約国は、そのくずれも、アジア・太平洋地域における
又は他のくずれの地域においても、^は霸權を求めるべきではなく、
また、このような霸權を確立しようとする他のくがなる国又は
国の集団による試みにも反対することを表明する。

締约双方表明：任何一方都不应在亚洲和太
平洋地区或其他任何地区谋求霸权，并反对任
何其他国家或国家集团建立这种霸权的努力。

第三条

経済・文

両締約国は、善隣友好の精神に基づいて、かへ、平和及び互恵

中国との平和友好条約

締约双方将本着睦邻友好的精神，按照平等

化関係の
発展と両
国民の交
流促進

並びに内政に対する相互不干涉の原則に従じ、両国間の経済關
係及び文化關係の一層の發展並びに両国民の交流の促進のため
に努力する。

互利和互不干涉内政的原则，为进一步发展两
国之间的经济关系和文化关系，促进两国人民
的往来而努力。

第四条

第三国と
の関係に
関する各
締約国の立場

この条約は、第三国との關係に関する各締約国の立場に影響
を及ぼすものではなく。

第四条

本条約不影响締約各方同第三国关系的立场。

第五条

第三国と
の関係に
関する各
締約国の立場

批准、効
力発生、
及び終了
期間

¹ この条約は、批准されるものとし、東京で行われる批准書
の交換の日に効力を生ずる。この条約は、十年間効力を有す
るものとし、その後は、²の規定に定めるところによつて終
了するまで効力を存続する。

第五条

一、本条約須經批准，自在东京交换批准书之
日起生效。本条约有效期为十年。十年以后，

在根据本条第二款的规定宣布终止以前，将

继续有效。

2. 一方の締結國も、1年前に他方の締結國と接して文書による予告を与えたならば、最初の十年の期間の間に了の話又はその後このやうな条約を終てやむを得ないときは

二、締約任何一方在最初十年期满时或在其后的任何时候，可以在一年以前，以书面预先通知締约另一方，终止本条约。

以上の説明として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

守。

一九七九年八月十二日北京、中華人民共和国
本語及び中国語による本書の通を作成した。

本条约于一九七八年八月十二日在北京签订，
共两份，每份都用日文和中文写成，两种文本
具有同等效力。

中国との平和友好条約

〇〇〇〇

日本国のために

園田 直

日本国全权代表

中华人民共和国全权代表

中華人民共和国のために

黃 華

園田 直

黃 華

(参考)

この条約は、一九七二年九月二九日に発出された日中共同声明の第八項に基づき、日中両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるために締結されたものである。